

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第36号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成28年大和市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第36条第1号アを改め、同条の次に5条を加える改正規定のうち第36条の6第2号中サをシとし、キからコまでをクからサまでとし、カの次に次のように加える。

キ 当該申請を行う者及び当該者の配偶者に係る児童手当法第5条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の所得の額の計算に関する情報

第36条第1号アを改め、同条の次に5条を加える改正規定のうち第36条の6第3号中サをシとし、キからコまでをクからサまでとし、カの次に次のように加える。

キ 当該申請を行う者及び当該者の配偶者に係る児童手当法第5条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の所得の額の計算に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。